

議案第 1 号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係規則の整理に関する規則について

以下の理由により、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部が改正され、教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたことに伴い、関係する規則の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項、第33条第1項

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第75条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第71条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止)

第 3 条 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

(沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部改正)

第 4 条 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第12号中「及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「、取上げ処分の決定等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部が改正され、教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたことに伴い、関係する規則の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 次に掲げる規則について、教育職員の免許状の有効期間の更新、延長等に係る規定の整理を行う。
 - ア 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）
 - イ 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）
 - ウ 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）
- (2) 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）は、廃止する。
- (3) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項、第33条第1項

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課、県立学校教育課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号） 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の事故や進退に関する意見具申等)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(5)～(8)</u> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の事故や進退に関する意見具申等)</p> <p>第75条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。</p> <p>2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 公務上の災害を受けたと認められるとき。</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき。</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。</p> <p><u>(5)</u> 教育職員免許状の有効期限が満了前2月に達したとき。</p> <p><u>(6)</u> 病気休暇の期間が30日を超えたとき。</p> <p><u>(7)</u> 病気休暇の期間が沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第12条に規定する期間の満了前1月に達したとき。</p> <p><u>(8)</u> 欠勤（職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条に規定する日を除く。）したとき。</p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他職務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。</p>

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の事故や進退に関する意見具申等)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(5)～(8)</u> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の事故や進退に関する意見具申等)</p> <p>第71条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。</p> <p>2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 公務上の災害を受けたと認められるとき。</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき。</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。</p> <p><u>(5)</u> 教育職員免許状の有効期限が満了前2月に達したとき。</p> <p><u>(6)</u> 病気休暇の期間が30日を超えたとき。</p> <p><u>(7)</u> 病気休暇の期間が沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第12条に規定する期間の満了前1月に達したとき。</p> <p><u>(8)</u> 欠勤（職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けず、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条に規定する日を除く。）したとき。</p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他職務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。</p>

新旧対照表（第4条関係）

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号） 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育委員会協議（以下「会議」という。）において議決する事項を定めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育長に委任し、又は臨時に代理させる事項等について定めるものとする。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</p> <p>(1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。</p> <p>(2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）を行うこと。</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。</p> <p>(5) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定めること。</p> <p>(6) 文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(7) 教育委員会の表彰に関すること。</p> <p>(8) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(9) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。</p> <p>(10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。</p>

<p>(11) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。</p> <p>(12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与及び取上げ処分の決定等 更新及び延長等に関すること。</p> <p>(13) 請願及び陳情に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会の権限に係る事務に係る指令、達等の文書を発すること。</p> <p>(15) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。</p> <p>(16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。</p> <p>(17) 教育委員会に対する審査請求を裁決すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを会議に付議しなければならない。</p>	<p>(12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与、取上げ処分の決定等 更新及び延長等に関すること。</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十二年法律第六十二号)

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2・4 略

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 略

○教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四十七号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第三項において「第一条学校」という。))並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同

じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をいう。以下同じ。)又は公立学校(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。))を含む。)が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(第一条学校に限る。)の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。))以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあつては都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「指定都市等」という。))の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長)をいう。

4 この法律で「自立教科等」とは、理療(あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。)、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動(以下「自立活動」という。)をいう。

5 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者

を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいう。

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、義務教育学校、中

等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)

の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。))を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。))及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。))及び宗教

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。))

二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第

二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日(昭和二年五月三日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

4 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。))又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)又は準学士の称号を有する者

二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

6 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

(免許状の授与の手続等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

(教育職員検定)

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務

及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。

3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。

(証明書の発行)

第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め(第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。)又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等(学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の意見を聞かなければならない。

4 第一項及び第二項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければ

ならない。

2 前項の原簿は、その免許状を授与した授与権者において作製し、保存しなければならない。

3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授与権者は、その旨を第一項の原簿に記入しなければならない。

(効力)

第九条 普通免許状は、全ての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。)において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

(取上げ)

第十一条 国立学校、公立学校(公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。))又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第三

号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

一 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

（免許状授与の特例）

第十六条 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。